

令和8年度愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善及び経営の改善に向けて物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇に対応することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年2月26日付け医政発0226第11号・医薬発0226第2号）に基づき、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）及び令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日付け厚生労働省発医政0401第1号・厚生労働省発医薬0401第42号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、医療機関等が行う賃上げ・物価上昇に対する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で令和8年度愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費)

第2条 本補助金は、有床診療所（医科・歯科。以下同じ。）、無床診療所（医科・歯科。以下同じ。）、訪問看護ステーション及び薬局（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本補助金の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。以下「診療所等」という。）が実施する以下の事業に必要な経費を交付対象とする。

- (1) 診療所等が行う賃上げ（以下「賃上げ事業」という。）
- (2) 診療所等（訪問看護ステーションを除く。）における、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応（以下「物価上昇対応事業」という。）

(補助対象施設及び基準額)

第3条 本補助金の交付対象となる経費は、前条の(1)及び(2)に掲げる事業に要する経費とし、交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）及び基準額については、それぞれ別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する施設は、補助の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 県税に未納がある者

(本補助金の額)

第4条 本補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 賃上げ事業

別表1に基づき算出した額とする。ただし、賃金改善の総額が別表1に基づき算出した額を下回る場合には、賃金改善の総額とする。

(2) 物価上昇対応事業

別表2に基づき算出した額とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、本補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により、交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

2 知事は、前項の規定により交付決定及び額の確定を行った場合は、第5条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出をもって、補助事業者から本補助金の請求があったものとみなし、本補助金を交付する。

3 知事は、第1項の審査の結果、本補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(状況報告)

第7条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて実施状況を確認し、報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(本補助金の返還)

第9条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに本補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第 10 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 14 日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

○賃上げ事業（※1）に係る補助対象施設及び基準額

1 補助対象施設	2 基準額
有床診療所（令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※2）を届け出ている施設に限る。）	(1) 使用許可病床数3床以上の有床診療所 使用許可病床数×72千円 (2) 使用許可病床数が2床以下の有床診療所 1施設当たり150千円
無床診療所（令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※2）を届け出ている施設に限る。）	1施設当たり150千円
訪問看護ステーション（令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※2）を届け出ている施設に限る。）	1施設当たり228千円
薬局（令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※3）する施設に限る。）	(1) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※4）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む。以下同じ。）である保険薬局 1施設当たり145千円 (2) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※4）として6店舗以上19店舗以下である保険薬局 1施設当たり105千円 (3) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※4）として20店舗以上である保険薬局 1施設当たり70千円
現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※3）する施設	(1) 使用許可病床数3床以上の有床診療所 使用許可病床数×72千円 (2) 使用許可病床数が2床以下の有床診療所及び無床診療所 1施設当たり150千円 (3) 訪問看護ステーション 1施設当たり228千円

※1 賃上げ事業の対象となる賃金改善の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、本事業の交付額を令和7年12月から令和8年5月までの間に実施する対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ。以下同じ。）に活用するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に令和8年3月までの間に対象職員に支給した令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当も対象とすることができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年

6月1日から行うこと。

- (2) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の交付額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- (3) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- (4) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に充てることはできない。

※2 「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

※3 別途定める「賃金改善報告書」において、令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

※4 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）又は特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

別表2（第3条、第4条関係）

○物価上昇対応事業に係る補助対象施設及び基準額

1 補助対象施設	2 基準額
有床診療所	(1) 使用許可病床数 14 床以上の有床診療所 使用許可病床数×13 千円 (2) 使用許可病床数が 13 床以下の有床診療所 1 施設当たり 170 千円
無床診療所	1 施設当たり 170 千円
薬局	(1) 所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※) として 1 店舗以上 5 店舗以下（当該保 険薬局を含む。以下同じ。）である保険薬局 1 施設当たり 85 千円 (2) 所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※) として 6 店舗以上 19 店舗以下である 保険薬局 1 施設当たり 75 千円 (3) 所属する同一グループ内の保険薬局の数 (※) として 20 店舗以上である保険薬局 1 施設当たり 50 千円

※ 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）又は特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和8年度愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金
交付決定通知書兼交付額確定通知書

このことについて、令和8年度愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に
対する支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により交付決定し、交付額
を金_____円に確定したので通知します。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和8年度愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金
不交付決定通知書

このことについて、令和8年度愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により補助金を交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由： _____